

硫酸亜鉛に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の 募集結果について

1. 実施期間 平成27年7月29日～平成27年8月27日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報は2通とも同じ内容のため、まとめて掲載しました。

	意見・情報の概要*	食品安全委員会の回答
1	<p>硫酸亜鉛は、米国およびEUにおいてさまざまな食品への添加が認められている。一方、日本においては強化剤として母乳代替食品にのみ使用が認められており、今回、製造用剤（イーストフード）としての使用ができるとされるようであるが、評価された安全性データはこれらの限定した食品への使用に基づく結果ではない。よって、硫酸亜鉛の安全性が評価・確認されたのであれば、他の食品への使用も認めるべきと考える。</p>	<p>食品安全委員会は、リスク管理機関からの評価の要請に基づき、リスク評価を行っております。</p> <p>使用基準等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。